

# 富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市の交付する迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金（以下「補助金」）については、富山市補助金等交付規則（平成17年4月1日富山市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱で定めるものとする。

## (目的)

第2条 この要綱は、迷惑電話防止機能搭載電話機等を購入する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、当該電話機等の普及を促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図り、もって市民の財産を守ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、「迷惑電話防止機能搭載電話機等」とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に製造された固定電話機又は機器であって、次の各号の両方の機能を持つ固定電話機又は固定電話機に外部接続可能な機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能
  - (2) 通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- 2 迷惑電話防止機能搭載電話機等のうち、第7条に規定する補助金の交付申請等の提出日から起算して1年以内に購入されたものを補助対象機器とする。
- 3 補助対象機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する65歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、同じ世帯に属する者がこの要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていた場合は除く。

- (1) ひとりぐらし高齢者
  - (2) 高齢者世帯に属する者（いずれか一名）
  - (3) 日中において、前1号及び2号に該当する者
- 2 前項の規定にかかわらず、その他市長が必要と認める者

## (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象器機の購入に要する費用（購入事業者による取付が必要な場合は、その費用を含む。）とする。ただし、値引きやポイントを使用した場合は、その値引きやポイントに相当する額を除くものとする。（補助対象機器の購入に伴い、取得したポイント等についても、その相当額を補助対象経費から除く。）

- 2 補助対象経費は、第7条に規定する補助金の交付申請等の提出日までに支払われているものとする。

## (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じ

て得た額（その額に100円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象機器の購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの）の写し
- （2）補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- （3）申請者の振込口座通帳の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書兼交付請求書の提出を受けたときは、規則第19条の規定により、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）又は不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第19条の規定により、規則第13条の規定による補助金の額の決定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の決定の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

（交付決定の取り消し等）

第9条 市長は、交付金の交付決定を受けた者が、規則第15条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、その返還を命ずるものとする。

2 規則第16条及び前項の規定による返還命令は、交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）

住 所 富山市  
 氏 名  
 生年月日 大・昭 年 月 日（満 歳）  
 ※申請者は65歳以上であることを確認してください。  
 連 絡 先

富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金交付申請書兼交付請求書

富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金を申請します。

また、補助金の交付が決定された場合には、補助金を請求します。

交付申請額 及び 交付請求額		¥				0	0	円	
		※補助対象経費の1/2（100円未満は端数切り捨て）上限5,000円							
機器を取付けた 回線の電話番号									
申請者の 振込口座	金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協						支 店 出張所	
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）							
	口座番号								
	フリガナ								
	口座名義								
確認の上 □に✓を してくだ さい	<input type="checkbox"/> 世帯に属するすべての者がこの補助金の交付を過去に受けていません。								
	私の世帯は以下のとおりです。（該当するものに✓） <input type="checkbox"/> ひとりぐらし高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者世帯（いずれか一名） <input type="checkbox"/> 日中において、前記に該当する世帯								
添付書類	<input type="checkbox"/> (1)補助対象機器の購入に係る領収書の写し（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの） <input type="checkbox"/> (2)補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し <input type="checkbox"/> (3)申請者の振込口座通帳の写し								

第 年 月 日  
年 月 日

様

富山市長

印

富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金  
交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付で申請のあった富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金の支給については、次のとおり交付することに決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

支給決定額 (補助金確定額)	円
-------------------	---

第 年 月 日  
号

様

富山市長



富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金の支給については、不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

第 年 月 日  
号 日

様

富山市長



富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け 第 号により支給決定をした富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金については、次のとおり、富山市迷惑電話防止機能搭載電話機等購入補助金交付要綱第9条第1項の規定により当該交付決定を取り消すとともに、支給した補助金の返還を命じます。

記

取消し及び返還の理由			
返還金額	円	返還期限	年 月 日
返還方法			